

事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人に対する対応方針について

特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項及び高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年高知県条例第 43 号）第 5 条の規定に基づき、法第 29 条第 1 項の規定により提出しなければならない書類（以下「書類」という。）を、毎事業年度初めの 3 月以内に知事に提出しなければならないが、提出期限までに提出しない場合（提出した書類の内容に不備があり、その補正に応じない場合を含む。）は、次により対応する。

- 1 期限までに提出されない場合は、提出期限から 2 週間後を目途に、法人の代表者に対して、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により督促を行う。この場合において、法人の代表者に連絡できないときは、他の理事のうち 1 人に対して督促を行うものとする。
- 2 提出期限から 2 月を経過しても提出されない場合は、法人の代表者に対して、簡易書留郵便により督促書を送付する。この場合において、法人の代表者に連絡できないときは、他の理事のうち 1 人に対して督促書を送付するものとする。
- 3 提出期限から 3 月を経過しても提出されない場合は、法人の全役員（理事及び監事をいう。）に対して、督促書を送付する（法人の代表者に対する送付は簡易書留郵便とし、その他の役員に対する送付は普通郵便とする。）。
- 4 前記 3 の督促書を送付後、1 月を経過しても提出されない場合は、地方裁判所に特定非営利活動促進法第 49 条第 5 号の規定に基づく過料事件の通知を行うものとし、通知後、速やかに、県民生活・男女共同参画課のホームページに、法人名、代表者名、通知日及び通知理由を掲載する。
- 5 提出期限から 6 月を経過しても提出されない場合は、法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収を行う。
- 6 前記 5 の報告徴収で通知した回答期限から 2 月を経過しても合理的な回答のない場合又は法人が回答した事業報告書等の提出予定日までに書類が提出されない場合は、改善命令の事前手続として、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。）第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与を行う。
- 7 前記 6 の弁明の機会の付与による弁明書の提出期限を経過しても合理的な弁明書の提出がない場合は、法第 42 条の規定に基づき改善命令を行う。
- 8 複数年度にわたり書類の提出がない場合は、年度ごとに上記手続を行う。
- 9 前記 7 の改善命令にかかわらず、3 事業年度継続して書類の提出がない場合は、法第 43 条

第3項及び第4項並びに行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞を行い、法第43条第1項の規定に基づき設立の認証の取消しを行う。

10 前記2から8までにかかわらず、文書を送付することができなかつた法人については、知事が別に定める方法により管理し、3事業年度継続して書類の提出がない場合は、設立の認証の取消し手続を行う。

付 則

- 1 この対応方針は、平成17年4月1日から運用する。
- 2 この対応方針の運用を開始する際に、既に提出期限が経過している法人については、平成17年4月1日を提出期限とみなして取扱う。

付 則

- 1 この対応方針は、平成20年4月1日から運用する。

附 則

この対応方針は、平成 年 月 日から運用する。